

# 第8章 スポーツ立国の実現

## 総論

平成23年に制定された「スポーツ基本法」においては、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利であるとされています。また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。コロナ禍によって史上初めて開催が1年延期され、様々な制約の中で行われた2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）が、

- ・スポーツの楽しさや喜びなど、スポーツの持つ様々な価値を、広く国内外の人々に発信すること
- ・コロナ禍という大きな困難の中、世界が一つになって難局を乗り越えられることを伝えること
- ・夏季パラリンピックを2度開催した史上初の都市として、共生社会実現に向けた大きな契機とすること

等の大きな意義を果たし、こうした「スポーツの価値」の重要性について、再確認したところです。

スポーツ庁は、このような理念を実現するため、国際競技力の向上、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、地域スポーツの振興、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実など、関係省庁や企業と連携しながらスポーツ行政を総合的・一体的に推進しています。

## 第1節 スポーツ基本計画とスポーツ振興財源

### 1 スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」（以下、「第3期計画」という。）では、東京2020大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、第2期計画における「する」「みる」「ささえる」という視点に、

- ①スポーツを「つくる/はぐくむ」、
- ②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、
- ③スポーツに「誰もがアクセス」できる、という「新たな3つの視点」を加え、それぞれの視点において具体的な施策を示しています。

スポーツ庁は第3期計画に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

### 2 スポーツ振興財源

令和4年度のスポーツ庁のスポーツ関係予算は、約355億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完

的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

## (1) スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、実施されています。

スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、くじの販売、試合結果に基づく当せん金の確定及び払戻等の業務は、日本スポーツ振興センター（JSC）にて実施し、サッカーの複数の試合結果（勝敗・得点）を対

象として、購入者が自分で予想を行う「toto」、コンピュータがランダムで試合結果を選択する「BIG」の大きく2種類の商品が販売されてきました。これに加え、令和4年9月からは、サッカー又はバスケットボールの単一試合や競技会を対象とする新商品「WINNER」が新たに販売されています。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、スポーツの振興を目的とする事業への助成に活用されており、令和4年度は、約148億円を、地方公共団体やスポーツ団体へ配分しています。

図表 2-8-1 令和4年度スポーツ振興くじ助成金 配分額

助成区分	件数（件）	配分額
大規模スポーツ施設整備助成	2	3億445万円
地域スポーツ施設整備助成	247	61億2,972万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	170	2億9,851万円
地方公共団体スポーツ活動助成	468	17億2,803万円
将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成	80	18億6,802万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	744	34億2,138万円
国際競技大会開催助成	14	10億1,414万円
合 計	1,725	147億6,424万円

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

## (2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、国際競技力の向上及びスポーツの裾野拡大を図るための財源の確保を目的として、JSCに設立されています。

現在は、民間寄附金を原資とする基金の運用益に加え、国の交付金などを活用して助成事業が行われており、令和4年度は、スポーツ団体が行うトップアスリートの強化事業等に約19億円を配分しています。

図表 2-8-2 令和4年度スポーツ振興基金助成金 配分額

助成活動名	件数（件）	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	18	7,795万円
スポーツ団体大会開催助成	146	5億7,682万円
選手・指導者研さん活動助成（※）	—	12億円
アスリート助成（※）	—	
合 計	164	18億5,477万円

※スポーツ振興くじの収益から充当。

## 第2節 | スポーツを通じた健康増進

我が国の国民医療費が年間で40兆円を超える中、運動・スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命\*1の延伸が注目されています。

そのため、スポーツを通じた健康増進を重点的に推進し、運動・スポーツにより健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会の構築を目指すことが重要となっています。

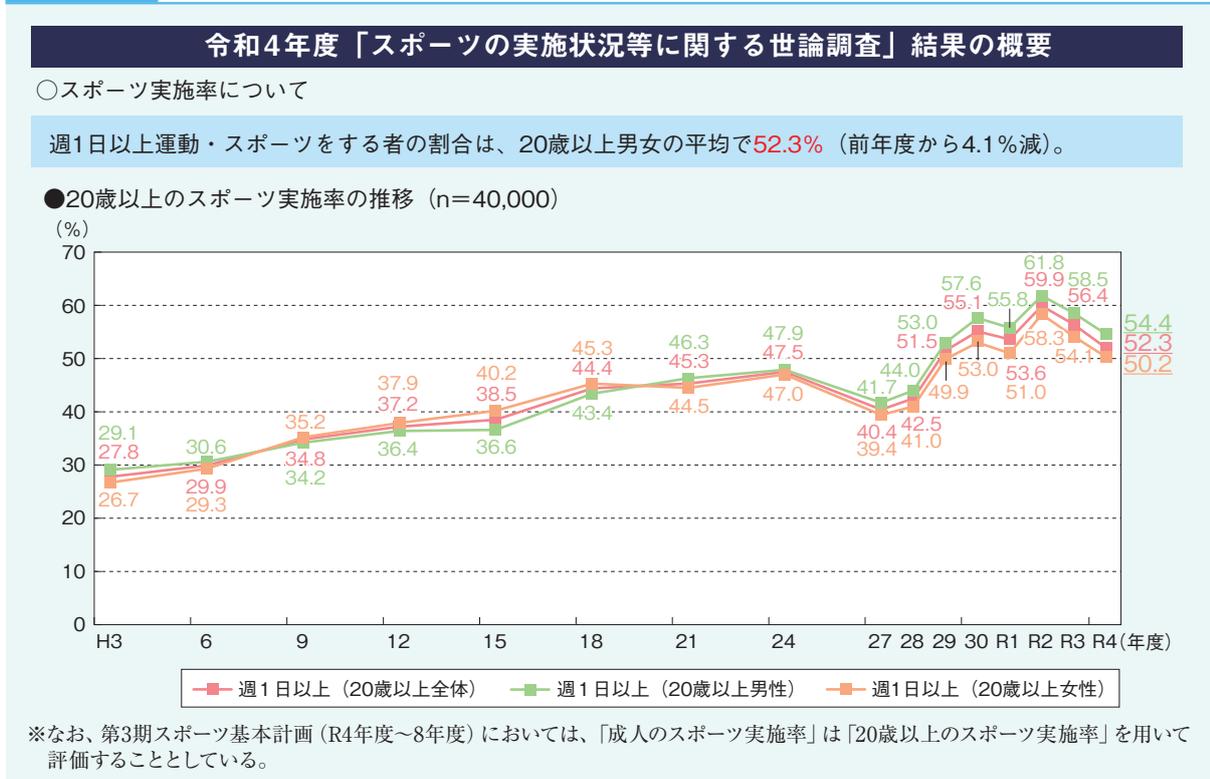
スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。

### 1 スポーツ参画人口の現状

第3期計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%程度とする目標を掲げ

ており、また、1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指しています。令和4年度の調査では、20歳以上の週1日以上スポーツ実施率は52.3%、となっており、性別では、男性の実施率が54.4%、女性の実施率が50.2%と、女性の方が男性よりも4.2%低くなっています（[図表2-8-3](#)）。さらに週1日以上の実施率について、年代別では、全ての年代層で前年度を下回り、特に20代～50代の働く世代で引き続き低くなっています（[図表2-8-4](#)）。また、1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合は、20歳以上で27.2%となっています。スポーツをする理由としては、「健康のため」が79.4%と最も多く、「体力増進・維持のため」、「運動不足を感じるから」が続き、逆に実施頻度が減ったあるいは増やせない理由としては、「仕事や家事が忙しいから」、「面倒くさいから」、などが多くなっています。

図表 2-8-3 20歳以上のスポーツ実施率の推移



\*1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

図表 2-8-4 世代別スポーツ実施率（週1日以上）の比較

(n=40,000(R4)、n=20,000(R3)) (%)

	全体		男性		女性	
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
全年代平均	52.4	56.5	54.6	58.3	50.3	54.7
10代(18-19)	56.8	59.3	62.0	62.5	52.2	55.7
20代(20-29)	49.2	53.5	53.4	57.6	44.8	49.3
30代(30-39)	44.7	50.7	49.2	55.4	40.0	45.7
40代(40-49)	45.9	51.0	49.3	52.8	42.3	49.1
50代(50-59)	47.8	51.7	49.3	52.8	46.4	50.4
60代(60-69)	56.5	59.6	56.8	60.1	56.3	59.1
70代(70-79)	68.8	71.7	69.8	72.3	68.0	71.2
20歳以上のみ	52.3	56.4	54.4	58.5	50.2	54.1

## 2 スポーツ実施率向上のための施策

### (1) 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

こうした現状を踏まえながら、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及・啓発や環境整備を行うことにより、スポーツ実施率の向上を目指しています。

Sport in Life コンソーシアムを情報や資源のプラットフォームとすることを通じ、国や地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、保険者等の関係機関・団体等の連携と、一体感をもった国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進しています。具体的な取組としては、働く世代のスポーツ実施率向上を目的として、従業員のスポーツ実施に向けた積極的な取組を行う企業を認定する「スポーツエールカンパニー」制度を始めました（令和4年度認定企業数915社）。さらに、男性と比べてスポーツ実施率の低い女性を対象とした取組として、運動不足による女性特有の健康リスクに関する情報や、手軽にできるスポーツプログラム等をホームページに掲載し、動画サイトでは「オリジナルダンス」や「ながら運動」を配信する等スポーツの楽しさを発信しています。

また、「運動・スポーツ習慣化促進事業」を実施し、地方公共団体が行う域内の体制整備及び多くの住民がスポーツに興

味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながる取組等を支援しています。

その他、毎年10月を「体力づくり強調月間」として、広く国民に健康・体力づくりの重要性を呼び掛けています。

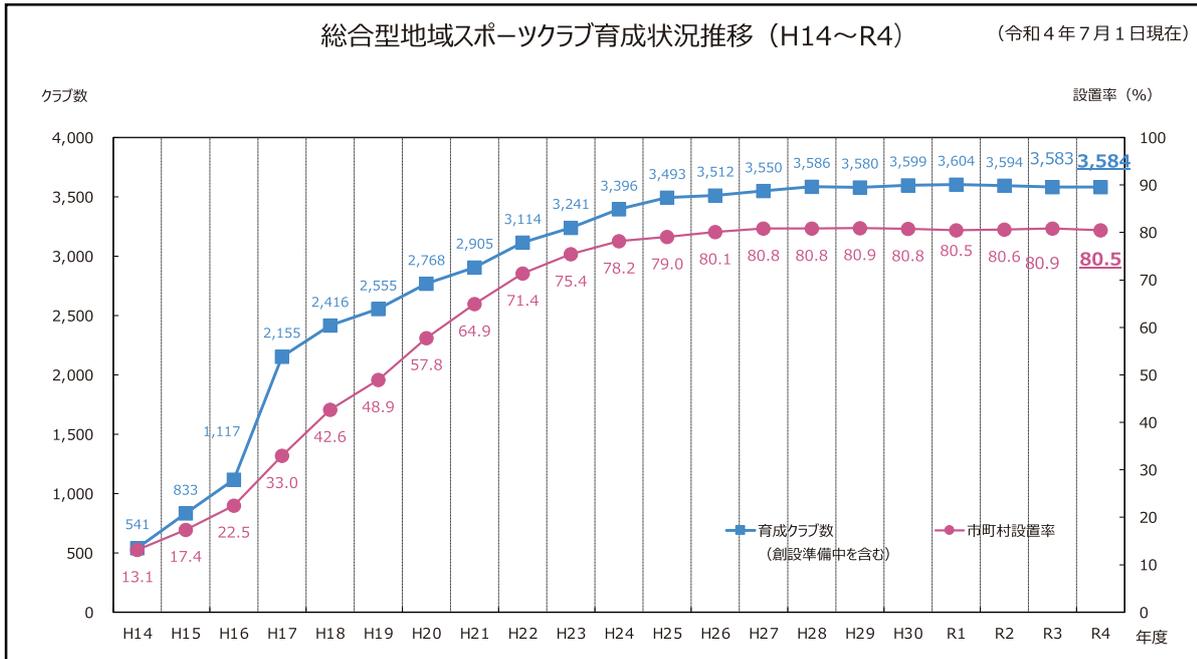
### (2) スポーツを実施するための環境整備

総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）は、地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブです。

生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進などの地域社会の再生に関する多様な効果も期待されています。

「令和4年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、全国の総合型クラブの育成数（創設準備中を含む）は、同年度現在で、3,584クラブとなっており、クラブ育成率（全市区町村数に対する総合型クラブが育成されている市区町村数の割合）は、80.5%に達するなど、全国の各地域でスポーツを実施するための環境整備が進んでいます（図表2-8-5）。

図表 2-8-5 総合型地域スポーツクラブの設置状況



(出典)スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」結果に基づき集計

他方で、運営改善を図るためのPDCAサイクルが定着しているクラブや、行政と連携して事業を実施しているクラブは少ない状況となっており、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）との連携の中、令和4年度から運用を開始した「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」を通じて総合型クラブの質的な充実を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を推進しています。また、地域におけるスポーツ推進活動を担うスポーツ推進委員との連携の活用促進についても課題となっており、総合型クラブなどの関係団体との連携体制の構築を図ることとしています。

## 「Sport in Lifeプロジェクト」について

一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現に向けて、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life（スポーツ・イン・ライフ）」（生活の中にスポーツを）という姿を目指し、令和元年度に「Sport in Lifeプロジェクト」をスタートしました。また、2年度には、趣旨に賛同いただいた団体・企業等で構成するコンソーシアムを立ち上げ（4年度末の加盟数約2,500団体）、ロゴマークや広報ツールの提供を通じてスポーツに親しむ機運と一体感の醸成を図るとともに、加盟団体等によるスポーツ実施率の向上に関する実証事業等を実施しています。加えて、スポーツ人口拡大に資する優れた取組を募集し、表彰する「Sport in Lifeアワード」において同年度は9件の大賞・優秀賞の受賞を決定しました。

また、令和4年度からは、新たに「スポーツ実施率の向上に向けた総合研究」に取り組み、科学的知見の普及や活用によるスポーツを通じた国民の健康増進を図っています。

今後も加盟団体間の事業連携促進やSport in Lifeムーブメント創出に向けた取組、研究の推進などを通じて、スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現のため、関係団体・企業等の皆さまとともに取り組んでいきます。



### 第3節

## 幼児期から大学生までのスポーツ活動の推進

### 1 子供の体力の現状と課題

人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくためには、健康・体力の保持・増進が重要です。一方で、「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、同年度は元年度調査から連続して小・中学生の男女ともに体力合計点が低下しました。低下の主な要因としては、①1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合は増加しているものの、元年度の水準には至っていないこと、②肥満である児童生徒が増加していること、③朝食欠食、睡眠不足、スクリーンタイム増加など、生活習慣に変化が生じていることのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、マ

スク着用中の激しい運動の自粛なども考えられます。

### 2 幼児期における運動習慣の形成

幼児期の運動習慣作りは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものです。

そのため、スポーツ庁では、家庭や学校を始め、地域において、幼児及び小学校児童を対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指し、さらに、生涯に渡って運動やスポーツを継続する人が増えるよう取り組んでいます。

### 3 学校における体育の充実

#### (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

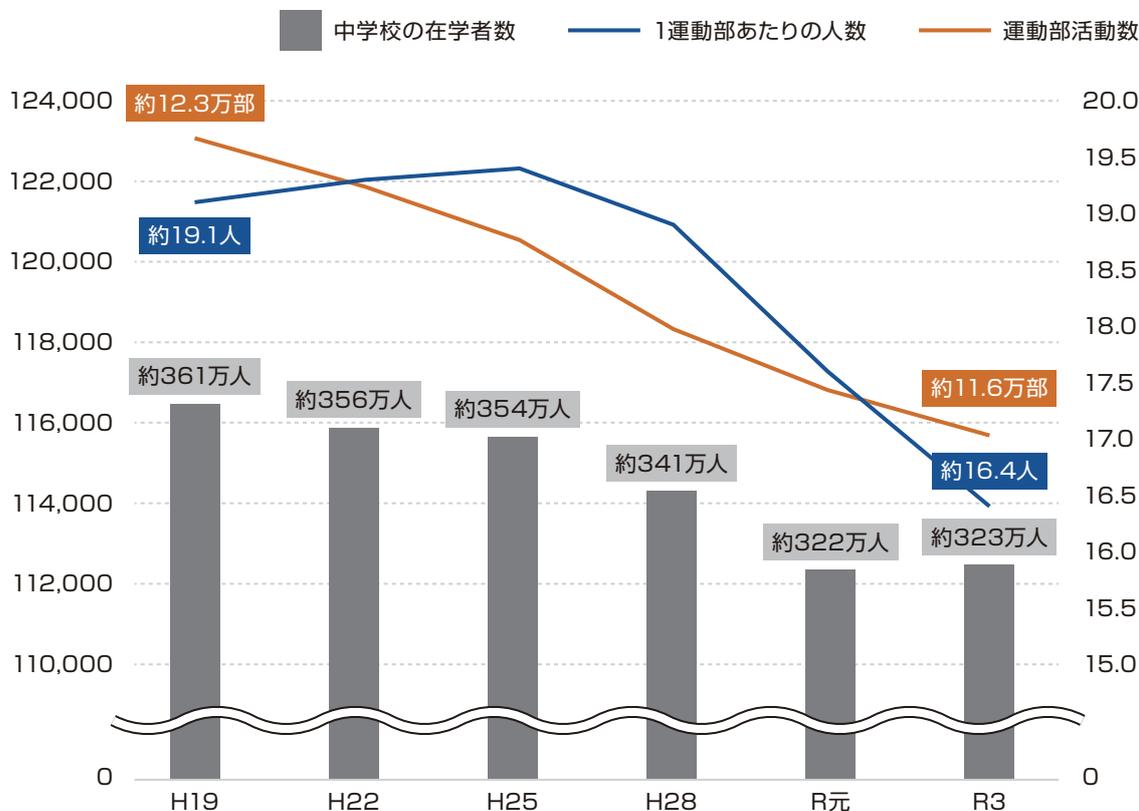
平成29年改訂の小学校及び中学校学習指導要領、30年改訂の高等学校学習指導



様の学校単位での部活動運営は困難となり、また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、

学校の働き方改革が進む中、より困難となっています。

図表 2-8-7 部活動改革の背景データ



(出典) 中学校在学者数：「学校基本調査」/1運動部あたりの人数・運動部活動数：日本中学校体育連盟による調査

少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ資源を最大限活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現するため、学校における部活動改革は必要不可欠です。スポーツ庁としては、令和4年6月にスポーツ庁長官に手交された検討会議の提言等を踏まえ、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を同年12月に策定・公表しました。本ガイドラインでは、5年度から7年度までを「改革推進期間」

として位置づけ、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。



## 第4節

# スポーツに関わる多様な人材の育成とスポーツを通じた女性の活躍促進

## 1 スポーツに関わる多様な人材の育成

### (1) スポーツ指導者の資質・能力の向上

スポーツの場において、適切な資格や知見を有した指導者の養成・確保が課題になっているため、スポーツ庁は、JSPOが実施する公認スポーツ指導者制度及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）が実施する公認障がい者スポーツ指導者制度等の理念の理解増進に向けた取組等を支援することを通じて、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応し、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力、不法行為等を行わない資質・能力の高い指導者の養成を推進しています。

### (2) アスリートのキャリア形成支援

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力を発揮し活躍することは、アスリートが有する価値を社会に還元するという点で大変重要である一方で、現役時のアスリートへのキャリア形成支援の不足等の課題が指摘されています。このため、スポーツ庁は、多様な分野でのアスリートの活躍事例の収集・調査分析や、スポーツ団体・大学・企業等の関係者が連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を通じた情報提供等、多様な分野におけるアスリートのキャリア創出を促進しています。令和4年度は、新たに開設した相談窓口を活用し、コンソーシアムの取組として養成したアスリートキャリアコーディネーターによるアスリー

トへのデュアルキャリア啓発等を行いました。

## 2 スポーツを通じた女性の活躍推進

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ実施率、スポーツ指導者やスポーツ団体の女性役員の割合の低さ、競技スポーツにおける女性の健康課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

第3期計画においては、スポーツを通じた女性の活躍促進の取組として、施策目標に、「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及・啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させること」等を掲げています。

国際的には、国際女性スポーツワーキンググループ（International Working Group on Women and Sport）で採択された「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」に、2017（平成29）年、スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）、JPSA・公益財団法人日本パラリンピック委員会（JPC）、公益財団法人日本体育協会（現JSPO）、JSCが同時に署名しました。日ASEANスポーツ協力においても、女性スポーツ分野を積極的に推進し、発信しています。

女性のスポーツ実施率の向上については、運動不足による女性特有の健康リスクの情報や手軽にできるスポーツプログラム等をホームページに掲載しているほか、「オリジナルダンス」や「ながら運動」の動画配信等、スポーツの楽しさを発信しています。（前掲）。

スポーツ団体の女性役員比率の向上については、「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」を踏まえた女性理事割合の引上げを各スポーツ団体に促すとともに、女性役員候補とスポーツ団体とのマッチング支援等を実施しています。女性

アスリートの国際競技力向上として、健康課題等を解決するための実践プログラムや、医・科学サポート等を活用した支援のほか、女性エリートコーチの育成プログラムも実施しています。

## 第5節 障害者スポーツの振興

### 1 障害者スポーツの環境の整備

障害者のスポーツの状況について、令和4年度の調査では、障害のある人（20歳以上）の週1回以上の実施率は30.9%にとどまっており、引き続き障害者スポーツの一層の普及・促進や環境の整備に取り組む必要があります。

そこで、スポーツ庁では地方公共団体や障害者スポーツの競技団体が障害者スポーツ用具を整備・導入し、スポーツ機会を創出する取組を支援しています。

また、東京2020大会による共生社会への理解・関心の高まりを受け、これを継承・発展させる観点から、令和4年4月からスタートした第3期計画や同年8月に公表した「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書」において、今後の障害者スポーツの振興に向けた基本的な考え方や方向性、具体的な方策を取りまとめました。具体的には、①障害のある方ない方がともにスポーツを楽しむことが重要であること、②障害者のスポーツへのアクセス改善に多面的に取り組むこと、を基本に、障害者スポーツの普及とアスリートの発掘・育成・強化を並行して進めることとしています。同年10月にはスポーツ審議会健康スポーツ部会の下に障害者スポーツ振興ワーキンググループを設置し、地域の障害者スポーツの振興の拠点となる障害者スポーツセンターの在り方など具体的な施策を検討しています。

### 2 全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障害のある

選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われています。

台風や新型コロナウイルスの影響で中止を余儀なくされていましたが、令和4年度の第22回大会は、4年ぶりに栃木県において開催され、ボッチャ競技が初めて実施されました。なお、5年度は、延期されていた第20回大会が特別大会として鹿児島県で開催される予定です。

### 3 主な国際障害者スポーツ大会

#### (1) パラリンピック競技大会

パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会の直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1960（昭和35）年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック競技大会と同様、4年に一度開催されています。2021（令和3）年8、9月には、東京2020大会（第16回大会）が開催され、日本からは254名の選手が参加しました。

冬季大会は、1976（昭和51）年にスウェーデンのエンシェルツヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されており、2022（令和4）年3月には、中国の北京において第13回大会が開催され、日本からは29名の選手が参加しました。日本選手団はこの大会で、金メダルを4個獲得し、海外で行われたパラリンピックでは最多の獲得数となりました。

#### (2) デフリンピック競技大会

デフリンピック競技大会は、4年に一度行われる聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は1924（大正

13)年にフランスのパリで第1回大会が開催され、2022(令和4)年5月には、ブラジルのカシアスドスルにおいて第24回夏季大会が開催されました。95名の日本代表選手が大会に派遣され、過去最多となる30個(金12個、銀8個、銅10個)のメダルを獲得しています。冬季大会は1949(昭和24)年にオーストリアのゼーフェクトで第1回大会が開催されました。2019(令和元)年12月にはイタリアのヴァルテッリーナ、ヴァルキアヴェンナ地方で第19回冬季大会が開催され、15名の日本代表選手が参加し、6名が入賞しました。2025(令和7)年には、日本初となる夏季大会が東京で開催されます。

### (3) スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、4年に一度行われる知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1968(昭和43)年、冬季大会は1977(昭和52)年からそれぞれ開催されており、2023(令和5)年6月にはドイツのベルリンで夏季大会が開催され、日本からは73名の選手が参加する予定です。

## 第6節 | スポーツの成長産業化

スポーツの持続的な発展のためには、官民連携による取組の促進によりスポーツへの民間投資を呼び込むとともに、プロスポーツ等と地域スポーツの一層の連携により、人材や資金が循環する仕組みを創出することも重要です。スポーツの成長産業化に向けて、地域活性化の核となるスタジアム・アリーナ改革やスポーツDXの推進、他産業との融合を促進するオープンイノベーション等の取組を進めています。

## 1 スタジアム・アリーナ改革の推進

スタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設です。その潜在力を最大限発揮させるため、これまでスポーツ庁では、国内外の先進事例などをまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(第2版)」の公表や、相談窓口の設置、専門家派遣等を通じた整備構想・計画の策定支援等に取り組んできました。令和2年度からはモデル施設の選定を開始し、これまでに合計11拠点を選定しています。4年度は、海外の成功事例や国内の課題を整理する調査事業を行い、調査結果も踏まえ、今後のスタジアム・アリーナの在り方の方向性を検討していくとともに、必要な情報提供や各地域で進む先進的な取組を行っていきます。

## 2 テクノロジー活用等を通じたスポーツの場におけるDXの推進

近年、コロナ禍を機にスポーツの場におけるテクノロジーの活用が急速に進みつつあります。テクノロジーの活用は、時間や場所等の制限を超えたスポーツの新しい楽しみ方の創出やサービスの多様化、新しい収益源としてスポーツの成長産業化へ寄与することが期待されています。このため、スポーツ庁では、令和4年度取組として、国内外におけるテクノロジー活用事例の調査やスポーツ団体と民間事業者が連携し、360度自由視点映像技術を活用した新しい競技の楽しみ方を提供する取組等への支援を行いました。

## 3 スポーツの場におけるオープンイノベーションの推進

スポーツ界が有するデータや権利等の多様なリソースと他の産業や学術機関等が有する技術・ノウハウ等の融合により、新たな財・サービスの創出を促進するスポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)の構築を推進しています。

## 第7節

# スポーツを通じた地域活性化

## 1 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしてきたところですが、今後予想される、施設の老朽化、財政の制約、人口減、少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に、より一層対応していくことが必要となっています。

スポーツ庁では、学校施設環境改善交付金等による社会体育施設・学校体育施設に対するハード面の支援のほか、スポーツ施設のストック管理に関する計画策定、学校体育施設の有効活用、官民連携等による施設管理・運営の優良事例の収集・紹介、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブックの作成および地方公共団体への普及・啓発といったソフト面の対応も進めてきました。

今後も、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域や経済の活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進していきます。

## 2 国立スポーツ施設

東京2020大会の開閉会式及び陸上競技の会場として利用された国立競技場は、平成29年に取りまとめられた「大会後の運営に関する基本的な考え方」に基づき、民間事業化の検討を進めてきました。令和4年12月には、「大会後の運営に関する基本的な考え方」を改定し、球技専用スタジアムへ改修する予定等を見直すとともに、JSCにおいて、民間事業化に関する実施方針案を公表してマーケットサウンディングを実施しました。6年度の民間事業者による運営管理開始に向け、引き続き取組を進めていきます。

秩父宮ラグビー場は、老朽化が著しく耐震補強への対応が課題となるとともに、ユニバーサルデザインの導入や多様化するニーズへの対応が求められています。こうした中、東京都が策定した「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等に基づき、新たに整備することとしました。新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備・運営にあたっては、民間事業者が自らの事業提案書をもとに施設の設計・建設を行った後に公共へ所有権を移転し（Build Transfer）、運営・維持管理については公共が事業者に対して公共施設等運営権を設定するPFI事業のBT+コンセッション方式を採用し、令和4年8月に民間事業者を選定しました。

## 3 スポーツツーリズム振興に向けた取組

### (1) 担い手の育成

スポーツ庁は、地方公共団体、スポーツ団体、企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、スポーツによるまちづくりを推進する組織である「地域スポーツコミッション」の設立及び新たな事業展開への活動の支援を行っています。具体的な活動としては、スポーツと観光を組み合わせた取組であるスポーツツーリズムの推進、大会や合宿・キャンプの誘致、地域住民向けの健康増進等があり、令和4年度は、18件の取組を支援しました。

令和4年10月時点で195箇所の設置が確認されており、今後は、基盤人材の育成・確保の取組を推進していきます。

### (2) コンテンツの造成支援

スポーツ庁は、平成30年3月に取りまとめた「スポーツツーリズム需要拡大戦略」等に基づき、武道やアウトドアスポーツを中心とした新たなツーリズムを推進しています。令和4年度は、武道、サイクル、スノー、アーバンスポーツの4つのテーマ別に7件のコンテンツ造成に係る取組を支援するとともに、コンテンツと連携したデジ

タルプロモーションを実施しました。また、文化庁及び観光庁と連携し、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施し、6団体の取組を表彰しました。

### (3) スポーツ・健康まちづくりの全国展開

スポーツによるまちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を応援するため「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度」を創設しました。

令和4年11月に開催した式典「スポまち！長官表彰2022」では、20自治体が受賞し、室伏長官より参加した首長に対し表彰状を授与しました。また、特別ゲストを迎え、「スポーツのチカラで地域に活力を」をテーマにトークセッションを行ったほか、受賞自治体の取組紹介などを実施しました。式典には多くの報道陣も参加するなど、「スポーツ・健康まちづくり」への注目度が高まっています。



「スポまち！長官表彰2022」式典の様子(首長の皆様の集合写真)

## 第8節

# スポーツを通じた国際交流・協力

## 1 国際交流・協力に向けた取組

スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業をはじめ、二国間や多国間でのスポーツにおける連携を強化するための政策対話や草の根活動等、様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

また、国際スポーツ界における我が国の影響力の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施しています。

本事業は、我が国の情報収集・発信能力を高めるとともに、スポーツ国際政策の展

開を促進するための基盤形成を目的としており、国際競技連盟（IF）等の日本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。

さらに、スポーツ産業分野では、国際展開に関心を持つ企業・団体に向け情報発信やネットワーク構築を目的としたプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を立ち上げました。

我が国のスポーツを通じた国際交流や協力の促進のため、更なる取組を進めていきます。

## 2 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善

や経済・地域の活性化等にも大きく寄与することから、スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

## 第9節 国際競技力の向上

### 1 日本選手の活躍

2021（令和3）年8月に開催された東京2020大会において、日本代表選手団は金メダル27個を含む計58個のメダルを獲得し、金メダル数、総メダル数とも過去最多を更新したほか、パラリンピック競技大会では、金メダル13個を含む51個のメダルを獲得しました。また、2022（令和4）年3月に開催された北京2022オリンピック競技大会（以下、「北京2022大会」という。）では、金メダル3個を含む、冬季大会史上最多となる計18個のメダルを獲得し、パラリンピック競技大会においても、金メダル4個を含む、7個のメダルを獲得しました。同年6月に開催された世界水泳では銀メダル2個、銅メダル2個を獲得し、同年7月に開催された陸上の世界選手権では、金メダル1個を含む、4個のメダルを獲得しています。

### 2 国際競技力向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

我が国のアスリートが国際大会で躍動する姿は、国民に勇気や感動を届け、スポーツへの関心を高めるものであり、社会に活力を生み出し、経済の発展にも広く寄与するものです。東京2020大会や北京2022大会における多くの日本代表選手の活躍が今後の大会でも続くよう、国際競技力の向上に資する施策を、継続して効果的・効率的

に進めていく必要があります。

スポーツ庁では、第3期計画及び「持続可能な国際競技力向上プラン」\*2（令和3年12月27日）を踏まえ、関係機関と連携しつつ、我が国の国際競技力向上に向けた支援や環境整備に取り組んでいます。

#### (1) 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

オリンピック競技・パラリンピック競技に共通して、中央競技団体（NF）による選手強化活動（強化合宿、コーチ等設置など）に対する国の助成金の額を拡充し、支援の充実を図るとともに、JSC、JOC、JPCによる協働コンサルテーションを実施し、NFが策定する強化戦略プランの実効化に向けた多面的な支援を行っています。各NFの強化戦略プランは、JSC、JOC及びJPCからなる協働チーム並びに外部有識者によって評価され、国は、その評価結果について、各種事業の資金配分に活用しています。

#### (2) アスリート育成パスウェイの確立

##### ①次世代アスリートの発掘・育成・強化

アスリートの発掘・育成・強化の取組は、競技団体、地方公共団体、その他関係機関等、様々なところで行われています。より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、地方公共団体や競技団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、中央競技団体におけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援しています。

##### ②国民体育大会\*3の開催

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力の向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年都道府

\*2 参照：スポーツ庁 HP「持続可能な国際競技力向上プラン」

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop07/list/1377917.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop07/list/1377917.htm)

\*3 令和6年の第78回佐賀大会から「国民スポーツ大会」に名称が変更される。

県対抗方式によって開催される国内最大の総合スポーツ大会です。スポーツ庁、JSPO、開催地の都道府県が共同で国民体育大会を主催しています。令和4年は、第77回冬季大会（栃木県、秋田県）と第77

回本大会（栃木県）を合わせて40競技が実施され、約2万5千名の都道府県代表選手・監督が天皇杯（男女総合成績第1位）・皇后杯（女子総合成績第1位）を目指して競い合いました（[図表2-8-9](#)）。

図表 2-8-9 国民体育大会（令和4年）競技種目及び選手・監督数

季別（開催県）	正式競技	公開競技
冬季大会（栃木県、秋田県）	3競技、スケート、アイスホッケー、スキー 2,737名	なし
本大会（栃木県）	37競技 陸上競技、水泳等 22,204名	5競技 綱引、ゲートボール、武術太極拳 パワーリフティング グラウンド・ゴルフ 1,242名
計	40競技 24,941名	5競技 1,242名

### (3) スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

我が国のスポーツ医・科学支援、研究及びトップアスリートのトレーニング中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）では、2019（平成31）年に、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な競技力強化拠点として、ユニバーサルデザインに配慮しバリアフリー環境を実現したNTC屋内トレーニングセンター・イーストを整備する等、スポーツ医・科学、情報等によるアスリート支援の充実に取り組み、国際競技力の向上を図っています。

### (4) 地域における競技力向上を支える体制の構築

「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議提言」\*4（令和4年11月29日）を踏まえ、5年度から、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、スポーツ医・科学支援を受けられる環境の整備に取り組むこととしています。

来年に迫るパリ大会等を見据え、引き続き、地域とも一体となって、我が国の国際競技力の一層の向上に取り組めます。

## 第10節 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値向上

### 1 スポーツ・インテグリティの確保に向けた取組の推進

#### (1) スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの徹底

スポーツは本来、見る人々を感動させ、国民に勇気や感動を届けるものです。このようなスポーツの価値を実現していくためには、その前提として、スポーツの普及・振興等の重要な担い手であるスポーツ団体が適切に運営されていることが重要です。しかしながら、これまでに様々な競技において、スポーツ団体の組織運営上の問題や指導者による暴力行為等に起因した問題事案が発生しています。そこでスポーツ庁では、令和元年に、スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す「スポーツ団体ガバナンスコード」（以下、「コード」という。）を策定し、統括スポーツ団体による中央競技団体へのコードに基づく適合性審査を実施する等、関係機関と連携しながら、スポーツ・インテグリティ

\*4 参照：スポーツ庁 HP「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議」  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/jsa\\_00099.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/jsa_00099.html)

の確保に取り組んできました。

令和5年度には、コードに基づく全中央競技団体への適合性審査が一巡することから、スポーツ庁では、これまでの取組の成果や課題を検証し、コードの今後の在り方について検討する予定です。

## (2) 国際競技大会のガバナンスの確保

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「東京2020大会組織委員会」という。）元理事等が逮捕・起訴された事件を受け、今後の大規模国際競技大会等の運営の透明化、公正化を図るための指針を策定するため、令和4年11月にスポーツ庁と日本オリンピック委員会（JOC）がプロジェクトチームを設置しました。本プロジェクトチームにおいては、東京2020大会組織委員会の元職員からのヒアリングや海外事例等の調査・分析などを

通じて、東京2020大会組織委員会のガバナンスの実情や課題の把握を行いました。その中で明らかになった実情や課題に加え、東京2020大会のテストイベントに関連する業務の入札における受注調整容疑で関係者が逮捕・起訴された事件や、経済団体やスポーツ団体等への書面ヒアリングの結果も踏まえ、5年3月には、組織委員会等が大会の適切な運営にあたり遵守すべき11の原則を規定した指針を策定したところです。本指針では、理事会の適正な規模と実効性の確保、役員へのコンプライアンス研修の必須化、出向者等の適切な人事配置等、さらには、役員の選定プロセス、スポンサー選定方針等について積極的な情報開示などが定められています。本指針について、JOC等の統括団体とともに、今後大会関係者となり得る地方公共団体やスポーツ団体等への周知に取り組んでいます。

図表 2-8-10 組織委員会等が適切な組織運営を行う上で遵守すべき原則・規範としての11の原則について

- 原則 1.** 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである
- 原則 2.** 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである
- 原則 3.** 組織運営等に必要な規程を整備すべきである
- 原則 4.** コンプライアンス委員会を設置すべきである
- 原則 5.** コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである
- 原則 6.** 法務、会計等の体制を整備すべきである
- 原則 7.** 適切な情報開示を行うべきである
- 原則 8.** 利益相反を適切に管理すべきである
- 原則 9.** 通報制度を構築すべきである
- 原則 10.** 懲罰制度を構築すべきである
- 原則 11.** 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである

### (3) スポーツを行う者の権利・権益の保護

スポーツ・インテグリティの確保のためには、スポーツ団体のガバナンス強化のみならず、スポーツを行う者の権利・利益の保護も重要です。

スポーツ団体の決定は全ての競技者の活動に関わることから、広く公共性が求められ、その決定の際には全ての競技者にとって適正かつ公平な措置が必要です。競技団体の代表選手選考や競技資格停止処分などをめぐる紛争解決の手段として、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁・調停があり、スポーツ団体のスポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況は78%（令和4年）と近年着実に増加しています。スポーツ紛争の迅速かつ適正な解決に向けた更なる体制整備のため、スポーツ庁は、スポーツ仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人・調停人等のスポーツ仲裁に関わる専門的人材の育成、調査研究に取り組んでいます。

## 2 ドーピング防止体制の推進

ドーピングとは、競技者の競技能力を向上させるため、禁止されている薬物や方法を使用することなどを意味します。ドーピングは、①競技者に重大な健康被害を及ぼす、②フェアプレーの精神に反し、人々に夢や感動を与えるスポーツの価値を損ねる、③優れた競技者によるドーピングが青少年に悪影響を与えるなどの問題があり、各国において厳格に防止活動に取り組むことが求められています。

我が国は、2006（平成18）年に国際連合教育科学文化機関「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結し、世界ドーピング防止機構（WADA）理事国・執行委員国として、国際的なドーピング防止活動に率先して取り組んでおり、国際的に見ても我が国のドーピング防止規則違反確定率は低い状態を維持しています。

スポーツ庁は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）との連携を図りつつ、アスリート等に対するドーピングの未然防止を目的とした教育・啓発活動、ドーピング検査技術の研究開発などに積極的に取り組むとともに、若い世代を対象としたドーピング防止教育を推進しています。今後も、関係団体と連携し、スポーツの価値を守るため、クリーンでフェアなスポーツの実現に努めていきます。